

# 1 NPO 法人の報告義務

## (1) 事業年度終了後の報告

### イ 所轄庁への提出

NPO 法人は、毎事業年度 1 回、前事業年度の事業報告書等（下表①～⑦の書類）を所轄庁に提出しなければなりません（法 29、条例 4、規則 3 の 2 ②）。

なお、所轄庁は、上記事業報告書等について、NPO 法人から 3 年以上にわたって提出が行われなときは、NPO 法人の設立の認証を取り消すことができます（法 43①）。

また、NPO 法人の解散後、清算終了までは法人格があるため、事業報告書等の提出義務があります。

### ○ 毎事業年度初めの 3 ヶ月以内に提出する書類

提出書類		部数	参照ページ	
①事業報告書等提出書（様式第 11 号の 4）		1	57、58	
事業報告書等	②事業報告書	2	59、60	
	③活動計算書	2	61～64	
	④貸借対照表			
	計算書類		2	65
	⑤財産目録	2	69	
	⑥年間役員名簿 （前事業年度において役員であった者の氏名及び住所又は居所、並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿）	2	82	
⑦前事業年度の末日における社員のうち 10 人以上の者の名簿（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）	2	83		

### □ 貸借対照表の公告

NPO 法人は、前事業年度の貸借対照表の作成後遅滞なく、次に掲げる方法のうち定款で定める方法により、これを公告しなければなりません。

（注 1）平成 28 年度法改正により、NPO 法人の負担の軽減として、登記事項から「資産の総額」が削除されることとなり、引き続き①法人の透明性を高め、②債権者を保護し、取引の安全と円滑を図るための措置として、貸借対照表の公告が義務付けられました。

（注 2）この規定は、公布の日（平成 28 年 6 月 7 日）から起算して 2 年 6 カ月を超えない範囲内において政令で定める日（以下「2 号施行日」という。）以後に平成 28 年度改正法後の法 28①の規定により作成する貸借対照表について適用されず（平成 28 年改正法附則 4 ①）。

（注 3）（注 2）に関わらず、NPO 法人が施行日（平成 29 年 4 月 1 日）より前に作成、又は施行日から 2 号施行日の前日までの間に作成した貸借対照表のうち直近の事業年度に係るもの（以下、「特定貸借対照表」という。）については、次のいずれかのときに定款で定める方法により公告しなければなりません（平成 28 年改正法附則 4 ②③）。

a 2 号施行日に平成 28 年改正後の法 28 の 2 ①の規定により作成したものとみなして特定貸借対照表を公告する

b 2 号施行日までに特定貸借対照表を公告する

（注 4）2 号施行日までは、特定貸借対照表の公告とともに、資産の総額の登記も必要となります。

## ハ 貸借対照表の公告の方法

- ① 官報に掲載する方法
- ② 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法
- ③ 電子公告（電磁的方法により不特定多数の者が公告すべき内容である情報の提供を受けることができる状態に置く措置であって内閣府令で定めるもの）をとる公告の方法をいう。）
- ④ 不特定多数の者が公告すべき内容である情報を認識することができる状態に置く措置として内閣府令で定める方法

（解説）

NPO 法人は、次の①～④のうち、定款で定める方法により、作成後遅滞なく、貸借対照表を公告しなければなりません。

- ① 官報に掲載する方法（法 28 の 2 ①一）
  - ② 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法（法 28 の 2 ①二）
- （注） ①又は②を選択した場合は、当該貸借対照表の「要旨」を公告することで足りることとなります（法 28 の 2 ②）。また、一度掲載することで公告となります。
- ③ 電子公告（電磁的方法により不特定多数の者が公告すべき内容である情報の提供を受けることができる状態に置く措置であって、内閣府令で定めるもの）をとる公告の方法をいう。）（法 28 の 2 ①三）
- （注 1） 内閣府令で定めるものとは、法規第 1 条第 1 号ロに掲げる方法のうち、インターネットに接続された自動公衆送信装置を使用するものによる措置をいいます。（法規 3 の 2 ①）
- （注 2） ③を選択した場合は、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の当該公告の方法として、①又は②の方法のいずれかを定めることができます。（法 28 の 2 ③）
- （注 3） 公告をしなければならない期間（以下「公告期間」といいます。）は、「貸借対照表の作成の日から起算して 5 年が経過した日を含む事業年度の末日までの間」となります（法 28 の 2 ④）。
- （注 4） 公告期間中、公告の中断が生じた場合において、次のいずれにも該当するときは、その公告の中断は、当該電子公告による公告の効力に影響を及ぼしません（法 28 の 2 ⑤）。
- a 公告の中断が生ずることにつき NPO 法人が善意でかつ重大な過失がないこと又は NPO 法人に正当な事由があること（法 28 の 2 ⑤一）
  - b 公告の中断が生じた時間の合計が公告期間の 10 分の 1 を超えないこと（法 28 の 2 ⑤二）
  - c NPO 法人が公告の中断が生じたことを知った後速やかにその旨、公告の中断が生じた時間及び公告の中断の内容を当該電子公告による公告に付して公告したこと（法 28 の 2 ⑤三）
- ④ 不特定多数の者が公告すべき内容である情報を認識することができる状態に置く措置として内閣府令で定める方法（法 28 の 2 ①四、法規 3 の 2）
- （注 1） 「内閣府令で定める方法」として、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法が規定されています（法規 3 の 2 ②）。
- （注 2） 公告期間は、「当該公告の開始後 1 年を経過する日までの間」となります（法規 3 の 2 ③）。